

親育ち支援推進事業（動画制作）委託業務仕様書

1 委託業務名

親育ち支援推進事業（動画制作）委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

近年、核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子育てに不安や悩みを抱えていたり、育児に十分に時間を費やすことが難しい保護者も多く、結果として、心理的に不安定な子どもや、基本的な生活習慣などが身についていない子どもも見られるところとなっている。

このため、高知県教育委員会では、保護者の子育て力を高める、いわゆる「親育ち」支援として、乳幼児がいる保護者を対象に、子どもの健やかな成長のために大切にすべきポイントなどをテーマにした講話などを行っており、令和6年度、こうした講話を71回開催し1516名の参加があり、ほぼ全ての（99.3%）参加者から「子育てに生かせそうな学びや気づきがあった」との評価をいただくなど、一定の成果が見えているところである。

しかしながら、こうした研修に参加できない、あるいは、参加していない保護者へのアプローチが課題であったことから、今回、子育てに関する知識や経験が豊富な高知県教育委員会事務局幼保支援課親育ち支援アドバイザーや県内の保育者が、その専門性を活かして子育てについて解説する動画を制作し、SNSでの配信や各園を通じた周知をすることで、これまで支援の届かなかった子育て家庭にも、子育て力を高める働きかけを行うこととする。

4 業務内容

(1) 動画の制作

受託者は、動画構成、演出、映像撮影、編集（イラスト、CG、テロップ等素材の制作を含む）、収録、BGM音源の選曲等、動画制作にかかる作業の一切を行うこと。動画構成、演出、映像撮影に関しては、高知県教育委員会事務局幼保支援課（以下「委託者」という。）との協議のうえ、作業を行うこととする。

なお、動画のテーマは下記のとおりとし、各テーマの台本及び撮影に必要な素材は委託者が作成し提供する。

ア テーマ及び構成

- (ア) 1つのテーマにつき、制作する動画は1本とし、以下の2テーマ、計2本の動画を制作すること。なお、1本あたりの再生時間は10分程度とし、10分を大幅に超える、または下回ることが見込まれる場合は、委託者との協議のうえ修正すること。

- ① 子育てパパの座談会
- ② 高知家版すくすく子育て

(イ) 動画構成のイメージは以下のとおりとし、委託者の確認を得て決定すること。

(1本あたりの動画構成のイメージ)

①	②	③	④
---	---	---	---

①オープニング：5秒程度

「3 業務の目的」を踏まえた、子育て家庭に対して訴求力のある本動画のタイトル（キャッチコピー）を考案し、各テーマとともに音声またはテキストやイラスト等で表示すること。

②テーマに応じた内容：9分程度

委託者が作成する台本及び撮影に必要な素材を基に、委託者と協議のうえ演出・撮影を行うこと。

③テーマのポイント（視聴者に特に伝えたいことなどをアドバイザーの解説等で紹介）

委託者が提供する解説を基に表示する画面を制作すること。

④出演者等の紹介

掲載内容等は委託者が提供する。

イ 出演者及び撮影場所について

動画の出演者の選定、交渉、決定、及び撮影日や撮影場所の調整は委託者が行うこととする。

なお、撮影は、県内に所在する保育所等で行うこととし、初回の撮影日は6月下旬を予定している。

ウ 動画の編集

(ア) 動画の編集は、「3 業務の目的」を踏まえ、視聴者に対して共感性を得られやすく、また子育てに関するコツをわかりやすく伝えることに留意して行うこと。

(イ) 原則、全ての動画には字幕をつけること。

(ウ) 制作した動画は YouTube で再生可能なファイル形式とし、画像・音声鮮明に視聴できる仕様にすること。

(エ) 受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像を編集して制作するものとする。なお、録音・編集作業は受託者の事業所等で行うものとし、録音・編集に使用する機材及び消耗品等は受託者の負担とする。

(オ) 編集は FULL HD 規格以上で撮影した映像を使って、デジタル編集および MA (整

音等) 作業をすること。

(カ) 委託者及び受託者が既に保有している映像資料を使用する場合は、委託者と協議のうえ使用するものとする。この場合、提供された映像資料の対価は無償とする。

(キ) 制作した動画は、納品までに少なくとも2回以上は委託者の立会いによる試写(以下「検査」という。)を行い、委託者の承認を受けるものとする。また、検査において委託者から修正等の指示があった場合、受託者はその指示に従い、委託者との協議によって定めた日時までに修正を行い、再検査を行わなければならない。

(ク) 検査は、動画の撮影日から概ね1ヶ月以内に行うこととする。

(2) サムネイルの制作

ア 動画の内容が明確に伝わり、視聴者の関心を高めるサムネイルを制作し納品すること。

5 成果物及び納品時期

受託者は、制作した動画、サムネイルのデータを以下の形式により納品すること。

(1) 提出を要する成果物

ア 制作した動画

- ・形式：NTSC 形式とし、アスペクト比 16：9、リージョンコードは ALL とする。
- ・部数：2セット（コピーガード処理を施さないこと）
- ・納品時期：撮影日もしくは動画素材提供日から概ね1ヶ月以内に委託者に納品すること。但し、令和8年2月20日（金）以降に撮影した動画は、令和8年3月19日（木）までに納品すること。

イ サムネイル

- ・形式：JPEG 及び PDF 形式（1280×720px、2MB 以内）
- ・部数：各1部
- ・納品時期：撮影日から概ね1ヶ月以内に委託者に納品すること。但し、令和8年2月20日（金）以降に撮影した動画は、令和8年3月19日（木）までに納品すること。

(2) 成果物の提出方法

DVD またはブルーレイ等の電子媒体に格納し、納品期日までに委託者（高知市丸ノ内1丁目7番52号）に提出すること。

6 その他留意事項

(1) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施すること。

- (2) 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合には、適宜提案することなお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (5) 委託者が上記(4)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (6) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (7) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- (8) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の適用を受ける。
- (9) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。
- (11) 動画制作にあたり必要となる経費は、すべて委託金額に含むこと。